

サン・コーポ椎田 入居者募集のお知らせ

公募期間：4月14日（火）
～4月27日（月）

入居募集
の部屋

1号棟 108号室
1号棟 203号室
2号棟 202号室

※1世帯1部屋のみ申込可能です。希望号室が重複の場合は抽選となります。

| 所在地 もよりの交通機関 | 建築 年度 | 構造 | エレ ベーター | 間取り | 風呂釜 | シャワー | 駐車場 |
|-------------------------------|----------|----|------------|-----|-----|------|-----|
| 築上町大字椎田815番地4 JR椎田駅下車徒歩約5分 | S59 | 中耐 | 無 | 3DK | 有 | 有 | 1台 |

※駐車場料金は基本家賃に含まれます。

【基本家賃】A

27,000円

【階数等減額】B

1、2階 0円

3階 2,000円

4階 3,000円

5階 4,000円

障がい者向け 6,000円

【扶養人数等減額】C

(中学生以下対象)

1人 3,000円

2人 4,000円

3人以上 5,000円

【決定家賃】=A-B-C

専有面積 53.08㎡

築上町役場 本庁 屋上から撮影



募集要項

【入居資格】

- ①収入基準：世帯合計所得額÷12ヶ月＝79,000円以上であること。
- ②勤労者であること。（事業所等の勤労者もしくは採用内定者または自営業を営む者）
- ③住宅に困窮している者であること。
※持ち家がないこと。
- ④単身入居ではないこと。
- ⑤市町村税及び県民税を滞納していないこと。
※今後支払う旨の誓約等は認められません。
- ⑥公営住宅及び公営賃貸住宅の家賃を滞納していないこと。
- ⑦入居者及びその同居者が暴力団員ではないこと。
- ⑧障がい者向け住宅への入居は申込者及び同居者に障がい者手帳をお持ちの方に限ります。

【必要書類】

- (1)住宅入居申込書
(築上町役場 都市政策課にて配布)
- * (2)住民票
(同居希望者全員〔本籍・続柄を必ず標記〕記載)
- * (3)平成26年度（平成25年分）所得証明書
(入居希望世帯員で収入のある方全員分)

* (4)滞納がない証明書もしくは完納証明書

(注：納期到来分まで。単年度証明不可)

(5)公営住宅及び公共賃貸住宅の家賃等完納証明書

(6)入居者及び同居者が暴力団員でない確約書

※申込をされる方の中には、別に書類等を提出していただく場合もあります。

* (2)、(3)、(4)はお住まいの市区町村役場窓口において発行できます。

〔現在お住まいの市区町村に1年以上居住していない場合は証明書が発行できないことがありますので、お知らせください。〕

【その他注意事項】

- ・入居決定者になられた場合、【入居資格】⑤⑥⑦の条件を満たし、申込者同等の収入がある連帯保証人が2名必要です。
- ・ペットの飼育はできません。
- ・障がい者向け住宅は2LDKとなっています。
- ・敷金は基本家賃の3ヶ月分（81,000円）です。
- ・入居決定から入居までに4週間程度日数を要します。

【提出先及び問い合わせ】

都市政策課 住宅係（内線383、392）

築上町職員採用試験（追加）募集

■事務職A（大学卒業程度）1名程度

受験資格：昭和56年4月2日以降に生まれた人で、民間企業等で5年以上（平成27年3月末時点）の勤務経験を有する人。

■事務職B（高校卒業程度）1名程度

受験資格：昭和56年4月2日以降に生まれた人で、民間企業等で5年以上（平成27年3月末時点）の勤務経験を有する人。（学校教育法による4年制大学を卒業した人は事務職Bを受験できません）

■土木技師C 1名程度

受験資格：昭和56年4月2日以降に生まれた人で、高校、大学等で土木に関する専門課程を修了し卒業した人。

■第一次試験

日時：4月26日（日）10：00～

場所：築上町椎田社会福祉センター（自愛の家）

試験内容：

- ・事務職A：教養試験（大学卒業程度）、事務適性検査、一般性格診断検査、作文試験

・事務職B、土木技師C：

教養試験（高校卒業程度）、事務適性検査、一般性格診断検査、作文試験

■第二次試験

日時：5月16日（土）、又は17日（日）のいずれかの日 10：00～

場所：築上町役場

試験内容：面接試験

※合格者は第一次試験から第二次試験までの結果を総合して決定しますので、すべての試験を受けてください。

■申込期間：3月27日（金）～4月14日（火）

8：30～17：00

ただし、土・日・祝日は除く

郵送の場合は、4月14日（火）17：00必着で、書類が完備しているものに限る。

■申込方法：

総務課人事秘書係に申込用紙を請求し、提出してください。

申込・問い合わせ

総務課 人事秘書係（内線311・312）

築上町児童生徒の就学援助費支給制度

築上町にお住まいの児童・生徒に対して、経済的な理由により就学困難な児童・生徒を「要保護・準要保護世帯」に認定し、給食費・学用品費等の一部を援助する制度を設けています。

○援助を受けられる家庭

- 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる方。（「準要保護者」という。）

- 生活保護法の保護の廃止又は停止
- 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

③児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給

④生活福祉資金による貸付

※①～④以外にも該当項目がありますので、詳しくは学校教育課へお尋ねください。

○その他いずれかに該当する方

- 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録の雇用保険被保険者手帳を有する方、若しくは雇用保険受給資格証を有する方
- 保護者の職業が不安定で生活状況が悪いと認められる方
- P T A会費・学級費等の学校納付金の減免が行われている方
- 学校納付金の納付状況の悪い方、被服等が悪い方又は学用品、通学用品等に不自由している方で、保護者の生活状況が極めて悪いと認められる方

⑤経済的な理由による欠席日数が多い方

⑥その他特に必要と認めるときは、支給の認定をすることができます。

○認定基準額

世帯の所得額が生活保護基準額の1.5倍以下の世帯

○援助の範囲

- 学校給食費
- 義務教育に伴う必要な学用品及び通学用品費等
- 校外活動費
- 新入学児童生徒学用品費
- 修学旅行費
- 医療費

○申請方法

・学校長を経由（お住まいの地区の自治会の民生・児童委員の所見を要します。）して、教育委員会へ申請してください。

・認定後、継続して受給を希望する場合は毎年申請が必要です。

○申請期間

4月から随時受付をしています。5月末までに認定を受けた方は、4月に認定を受けたものとして、4月分から支給します。

※手続き方法等、詳しいことにつきましては、学校教育課又は就学先の小・中学校へお尋ねください。

問い合わせ 学校教育課 学校教育係
（支所・内線253）

行政相談定例相談所

4月1日付けで、総務大臣から福田みどりさん（上り松）、高橋美輝さん（下別府）が築上町担当の行政相談委員に委嘱されました。

行政相談委員は、地域での皆さんの身近な相談相手として、行政サービスに関する相談や行政の仕組みや手続きに関する相談を受け付け、相談者への助言や関係行政機関への通知などの仕事を行っています。

下記のとおり、行政相談所を開設します。相談は無料で秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください。

日時 毎月第3水曜日 10:00～15:00

| 開催月 | 場 所 |
|---------------------------|--------------------|
| 4月・6月・8月・10月・12月・2月（※偶数月） | 自愛の家 |
| 5月・7月・9月・11月・1月・3月（※奇数月） | 築上町コミュニティセンター（ソピア） |

問い合わせ 総務課 行政係（内線334）



▲福田みどりさん



▲高橋美輝さん



▲中村ひろ子さん



▲田中真理子さん

教育委員紹介

3月9日付けで、田中真理子さん（再任・任期：平成27年3月25日～平成31年3月24日）、中村ひろ子さん（新任・任期：平成27年3月26日～平成28年3月24日）の二人が教育委員に選任されました。

教育委員は、学校等の教育機関の管理、学校教育や社会教育の教育行政に関して、指導・助言を行います。

下水道課からのお知らせ

○供用開始のお知らせ

椎田地区（湊北、椎田東、椎田西、臼田、坂本）の一部、椎田西部地区（下岩丸、奈古、水原、越路、下日奈古、上日奈古、坂本）の一部、築城地区（上築城、下別府）の一部が供用を開始しました。供用開始区域の皆様には早期の下水道への接続をお願いします。（下水道が使用できる地域が分からない場合は、お問い合わせください）

下水道に接続すると、台所やお風呂などの汚水すべてを直接下水道に流すこととなりますので、川や水路等、付近の環境を汚すことはありません。また、水洗トイレに変えることで、衛生的で悪臭がなくなり、快適な暮らしができます。皆様のご協力をお願いします。

○下水道に接続する工事は指定工事店に依頼してください

築上町が指定した排水設備工事指店に接続工事を依頼してください。指定工事店以外は、接続工事ができません。指定工事店の一覧表は、下水道課でお渡しします。費用は全て自己負担になります。数社から見積もりを取るなど検討してください。

○下水道接続工事が完了し、供用を開始すると下水道使用料が発生します

一般家庭及び店舗・事務所等で下水道に接続した場合、接続した月から使用料が発生します。一般家庭の使用料の金額は、人数に応じて変わってきます。使用人数は住民基本台帳で確認し算定していますが、住民票をいただいたまま実際は住んでいない場合（学生・入院・長期出張等）で住んでいる世帯人数に変更があるときは、使用料の減免制度があります。不在を証明できる書類等と印鑑をお持ちの上申請してください。また、店舗・事務所等の使用料の金額は、店舗等の面積や使用状況等から算定します。

○下水道接続後の正しい使い方

下水道は、利用者みなさんの施設です。下水管が詰まったり、処理場の故障等の原因となるため、ご利用の際は次のことに気をつけてください。皆様のご協力をお願いします。また、下水道接続工事を伴う改築や増築、建て替えるときなどは、必ず下水道課に届出をお願いします。

| | |
|-----|---|
| 台 所 | 野菜くずやご飯の残り、天ぷら油やサラダ油などの食物廃油を流さないようにしましょう。 |
| 風呂場 | 排水溝には、大きなものが流れ込まないように、必ず網か格子をつけましょう。 |
| トイレ | トイレットペーパー以外の紙、異物などを流さないようにしましょう。 |

問い合わせ 下水道課 下水道係（内線111）

平成27年度固定資産課税台帳等の縦覧・閲覧が始まります

平成27年度の固定資産税は、平成27年1月1日現在の所有者に対して課税されます。平成26年中に土地や家屋を取得・譲渡された方、家を新築して3年度を経過する方や家屋を取り壊した場合は、固定資産税額が変わります。

また、平成27年度は3年に一度の評価替え年度です。ご自分の資産状況を確認されたい方は、この機会をご利用ください。

◎場所 税務課 資産税係

◎縦覧

日時 4月1日(水)～6月1日(月)
8:30～17:00(土日・祝日を除く)

縦覧できるもの 土地価格等縦覧帳簿
家屋価格等縦覧帳簿

縦覧できる人

- 土地・家屋の固定資産税の納税者・納税管理人
- 同居の家族
- 委任状を有する代理人

持参するもの

- 窓口に来る方の印鑑
- 身分証明書(免許証、保険証等)
- 代理人の場合は委任状

◎閲覧

日時 4月1日(水)～
平成28年3月31日(木)
8:30～17:00
(ただし、12月29日(火)～平成28年1月3日(日)、及び土日・祝日を除く)

閲覧できるもの 固定資産課税台帳(名寄帳)

閲覧できる人

- 土地・家屋の固定資産税の納税者・納税管理人
- 同居の家族
- 委任状を有する代理人
- 借地、借家人等の利害関係人
(該当部分のみ閲覧)

持参するもの

- 窓口に来る方の印鑑
- 身分証明書(免許証、保険証等)
- 代理人の場合は委任状
- 借地、借家人等の利害関係人の場合は賃借物件の明記された契約書等の利害関係がわかる書類

問い合わせ 税務課 資産税係
(内線214・216)

原動機付自転車及び農耕用作業車の手続きについて

平成27年4月2日より、築城支所の総合管理課にて、原動機付自転車(125cc以下のバイク)及び農耕用作業車の廃車の手続きができるようになります。新規登録に関しては、従来どおり、本庁(税務課)のみでしか手続きができませんのでご了承ください。

下記の表を、ご参考にして手続き場所の確認をお願いします。

| | 本庁(税務課) | 築城支所(総合管理課) |
|------|---------|-------------|
| 廃車 | ○ | ○ |
| 名義変更 | ○ | △(注1) |
| 新規登録 | ○ | × |

(注1) 築城支所(総合管理課)での名義変更は、相続に関するのみ手続きできます。相続以外での名義変更及び第三者への譲渡は、本庁(税務課)のみでしか手続きできませんのでご注意ください。

廃車手続きに必要なもの ・ 標識(ナンバープレート)(注2) ・ 印鑑(所有者と届出者両方)

(注2) 廃車手続時に標識(ナンバープレート)がない場合は、弁償代として200円が必要になります。

問い合わせ 税務課 資産税係(内線216)

入札結果(2月分)

入札日：平成27年2月5日

入札日：平成27年2月12日

【産業課】

- フットサルコート散水ポンプ設置工事
(築上町大字湊1283番地1 地内)
落札金額：6,100,000円
工期：平成27年2月10日～平成27年3月31日
落札業者：宮西設備(株)

【総務課】

- 築上町ハザードマップ更新業務委託
(築上町 地内)
落札金額：5,200,000円
履行期間：平成27年2月18日～平成27年5月29日
落札業者：東亜建設技術(株)

小・中学校指定校の変更及び区域外就学制度について

築上町では、お住まいの住所により通学すべき小・中学校を指定していますが、事情により指定学校以外に通学を希望される児童、生徒のために就学指定校変更、及び区域外就学の制度を設けております。

●指定校変更とは

築上町に住む児童生徒に対して、築上町立の指定された学校以外の校区に通学を認める制度です。

●区域外就学とは

築上町以外の市町に住む児童生徒に対して、築上町立の小中学校への通学を認める制度です。（築上町にお住まいの児童生徒で、他の市町立の学校に通学を希望される場合は、その住所地の教育委員会へ申請してください。）

(変更の基準)

- ・心身の障害により遠距離の学校に通学することが困難な場合
- ・転出等により、教育に支障をきたす場合（原則として、小学校第6学年及び中学校第3学年に在籍する場合）
- ・学期半ばで転出した場合
- ・保護者の就労等により、帰宅後の保護が不可能なため保護者に代わる方がいる校区の学校へ変更する場合
- ・いじめ・不登校等による教育的配慮からやむを得ないと教育委員会が認めた場合
- ・特定の部活動を行いたい、指定中学校にその部活動がない場合
- ・住宅購入に伴う登記のために住民票などを異動した場合
- ・住宅の改築中により、一時的に他の学校区に転居した場合
- ・通学距離、時間及び通学路の安全性から特に配慮を要する場合
- ・特別支援学級に入級するため
- ・その他やむを得ない理由によるため

※申請理由により学校長の意見書やその他添付書類が必要な場合があります。

(指定校変更手続きの流れ)

「指定校変更申立書（様式第1号）」を築上町教育委員会に提出する。

→築上町教育委員会が審査を行い、指定学校の変更が可能であると認められたものに限り、保護者に「指定学校変更通知書（様式第2号）」を交付する。

→指定学校変更の通知を受けた保護者は、「誓約書（様式第4号）」を築上町教育委員会に提出する。

※指定学校変更申立書（様式1号）及び誓約書（様式4号）はホームページからもダウンロードできます。

(区域外就学手続きの流れ)

※築上町外から築上町内の小・中学校へ就学を希望する場合

「区域外就学許可申請書」を築上町教育委員会に提出する。

→築上町教育委員会とお住まいの市町教育委員会で協議し、区域外就学が可能であると認められたものに限り、保護者に「区域外就学承諾書」を交付する。

→区域外就学承諾書の通知を受けた保護者は、「誓約書（様式4号）」を築上町教育委員会に提出する。

※築上町内から築上町外の小・中学校へ就学を希望する場合お子さんの通学を希望する市町教育委員会で申請をする。

問い合わせ 学校教育課 学校教育係（支所・内線253）

— 広告欄 —



築上町 物産館 『メタセの杜』
TEL.0930-52-3828

○イベント

マルシェ（大型テント前）

・フリーマーケット

4/12（日）・26（日）

9:00～16:00

*12日は、雨天の場合、19日に延期します。

26日は、雨天の場合、中止にします。

○国際交流館

・押し花絵展

押し花サークル「エレガント」

4/29（水）～5/2（土）

10:00～16:00

— 広告欄 —

コマーレの催し物（大ホール）
Tel: 56-1777

石見神楽公演

7月5日(日) 午後開演予定

5月9日(土)チケット発売開始

※詳細は「広報ちくじょう5月号」でお知らせします。

～西日本民謡協会四十五周年記念～

民謡の祭典

入場
無料

4月19日(日) 9:00開場/9:30開演

14:30～鎌田英一民謡ショー

主催/西日本民謡協会

船迫窯跡公園からのお知らせ



▲たくさんの川原石が根の成長を阻害



▲根周囲に良質土を漉き込み、有孔管設置



▲説明看板もリニューアルしました

町のシンボル「本庄の大楠」の
保存整備が完了しました～大楠見学の際は
柵の外側からお願いします～

町では平成21年度から26年度までの6年間をかけて、町のシンボルツリー「本庄の大楠」（国指定天然記念物）の保存整備事業を行ってきました。

大楠は推定樹齢1,900年以上のクスノキで、永い年月を経る中で、周囲の環境変化やクスサン（クスノキの葉を食べる蛾の幼虫）による食害等から近年、急速に樹勢が衰え始めてきました。そこで平成14年度に学識経験者や地元関係者から構成される「本庄の大楠保護委員会」を立ち上げ、数々の協議・検討を重ね、平成20年度に『本庄の大楠保護基本計画』をまとめ、整備事業に着手しました。大楠周囲は古い川の氾濫原になっており、たくさんの川原石が大楠の根系の成長を阻害していました。また周囲の人々が歩いたことにより土が固く締まってしまい、根への水や酸素の供給がされにくい状態になっていました。そこで周囲の川原石を取り上げ、かわりに良質土と肥料を漉き込み、また根に酸素や水が届きやすくするために直径10cmの有孔管を土中に設置しました。

整備後、周囲を木柵で囲っています。見学の際は大楠保護のため、木柵の外側からお願い致します。大楠を将来に渡って残していくため、皆様のご協力をお願いします。



▲本庄の大楠（東側から）竣工状況



▲遊歩道は踏圧防止の石敷に見学は木柵外から

●ゴールデンウィークは船迫窯跡公園で楽しもう！！
『こどもの日 親子でシーサー！教室』参加者募集

☆船迫窯跡公園 開園10周年記念企画 第1弾！！☆
～沖縄地方に伝わる魔除け“シーサー”を陶芸用粘土で作ります～

- 日時 5月5日（火）10：00～12：00
- 場所 船迫窯跡公園 古代復元工房建物
- 講師 宮村みつお氏（シーサー館主・那覇市観光大使・沖縄文化伝道師）とその仲間たち
- 参加費 500円（材料費）
- 定員 40人（申込先着順）



※親子が対象ですが、祖父母と孫またはお一人での参加もOKです。ただし、小学2年生以下は保護者同伴をお願いします。

申込 事前申込が必要です。5月1日（金）までに船迫窯跡公園まで電話でお申込ください。定員に達し次第締め切らせていただきます。

※なお、イベント当日に作成していただいたシーサーは当館の陶芸窯で焼成した後にお渡しします。

（乾燥期間等含めて1か月程度かかります。お渡しは6月中旬以降。）

※完成した作品については、後日直接受け取りに来ていただきます。（郵送等はしていません。）

●“陶芸教室”生徒募集のご案内
～古代焼き物の里で陶芸を始めてみませんか？

古代の遺跡が広がる船迫窯跡公園では、本格的な陶芸が楽しめます。ベテランの方から初心者の方も、みんなで楽しく焼き物を楽しみましょう。

- 開催日 毎月2回（第1、第2日曜日 9：00～12：00）
- 会費 月2,000円（釉薬等材料・諸経費含む。ただし粘土は別途個人負担。）
- 講師 塚田知宏氏
- 内容 第1週目に製作、第2週目に削りや模様付け、月末に素焼き、次の月の第1週目に釉薬を付け本焼きします。（素焼き・本焼きは事務局が行います。）

※毎月の会費には粘土代を除く材料費、講師料、2回分の施設使用料が含まれています。

※教室開催日に参加できなくても、休館日以外であればいつ来て製作しても結構です。

（ただし月3回目以降の使用については別途教室使用料1回1000円が必要です。また講師はいません。）

※基本的な道具は教室にあります。



申込・問い合わせ 船迫窯跡公園 52-3771（月曜休館）

健康診査のお知らせ

後期高齢者広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の予防及び早期発見・早期治療を目的として健康診査を実施します。

被保険者全員に、4月下旬に受診票とお知らせを送付します。

受診対象者

被保険者。ただし、健康診査の目的から、生活習慣病(※)の治療を受けている方などは対象となりません。

※生活習慣病とは、糖尿病、高血圧症、脂質異常症その他の疾病で、内臓脂肪の蓄積に起因するものです。

受診期間

4月下旬から平成28年3月31日まで(年1回)

受診票の送付時期

ア 平成27年4月末現在で被保険者の方：4月下旬

イ 平成27年5月以後に被保険者となる方：被保険者となる月(75歳の誕生日など)の上旬

受診時の自己負担金

一人500円

受診方法 健康診査の実施医療機関で個別に予約のうえ受診してください。

問い合わせ

福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター
092(651)3111
FAX 092(651)3901

障害者手帳の偽造防止対策

平成27年4月1日より偽造防止対策として身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳に専用のカバーシールを貼付します。

最近、障害者手帳の書き換えや、写真を貼り替え等の偽造を行い、福祉サービスなどを不正に利用するといった悪用事案が発生しています。福岡県では、このような不正行為を未然に防ぐ対策として、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の表紙上に専用のカバーシールを貼付します。

4月1日以降に、役場本庁福祉課、築城支所総合管理課で手帳を提示された場合に、シールを貼付しますので、ご理解、ご協力をお願いします。

ご注意

※シールを貼っていない手帳も、これまでと同様に使用できます。

※シールの貼付を希望する方は、役場福祉課もしくは支所総合管理課に障害者手帳を持ってお越しください。シールの郵送や、シールのみをお渡しすることはできません。

問い合わせ

福祉課 社会福祉係
(内線243)

スポットパソコン(前期)教室受講生募集

講座開設期間

4月22日(水)～7月29日(水)までの毎週水曜日 13:00～14:30

定員

16名(応募者が半数以下の場合に取りやめることがあります。また応募多数の場合はパソコン同好会事務局で選考します。)

研修課題

Windows8.1の操作、インターネットの活用、文字入力変換操作、文書作成等(全15講座)

申込方法

所定の様式に記入のうえ、築上町コミュニティセンター(ソピア)事務室へお申込ください。(様式は築上町コミュニティセンター(ソピア)にあります。)

申込期限

4月10日(金) 17:00まで

※詳しくはお問い合わせください。なお、パソコン同好会ではパソコン相談室も設けています。パソコン操作等でお悩みの方は開催日の15:00～16:00同施設の視聴覚室で行っています。お気軽にご相談ください。

問い合わせ

築上町コミュニティセンター(ソピア)
(52)0066

築上町福祉タクシー料金助成制度

築上町では、在宅で身体障害者手帳「1・2級」または、療育手帳「A」をお持ちの方、特定疾患医療受給者証をお持ちの方に対して、タクシー料金の助成をしています。申請希望者は、福祉課社会福祉係にて申請手続きをお願いします。

ただし、同じ世帯に自家用車(軽自動車を含む)をお持ちの方は、対象となりません。

申請・問い合わせ 福祉課 社会福祉係 (内線243)

この方は、対象となりません。申込開始日 4月1日(水) 持参する物

身体障害者手帳または療育手帳、特定疾患医療受給者証のいずれか。印鑑。 ※申込・タクシー券の受領は、すべて役場本庁で行います。築城支所では行いませんので、お間違えのないようご注意ください。

申込・問い合わせ

福祉課 社会福祉係 (内線243)

農地の出し手と受け手を募集！！

本町では、農地中間管理機構「公益財団法人福岡県農業振興推進機構」を通じて、農地の賃借を行っています。農地中間管理機構は、農地を貸したい出し手(農地所有者)から、規模拡大などで農地を借りたい受け手(担い手農業者)への農地の集積・集約化を進めるため、農地の中間的受け皿となる組織です。

農地中間管理機構を通じて農地を貸付けると、経営転換協力金(30～70万円/戸)の対象となる場合があります。申込方法や各種交付金の交付要件など、詳しくはお問い合わせください。

【平成27年度第1回目募集】

| 内容 | 期日(予定) |
|---------------|-----------------|
| 農地の出し手の募集 | 随時※ |
| 農地の受け手の募集 | 5月1日(金)～6月1日(月) |
| 機構を通じた農地の権利設定 | 11月1日(日) |

※11月1日(日)の権利設定を希望する場合は6月1日(月)が締切となります。

問い合わせ

産業課 農林水産係 (内線276)
公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 092(716)8355
福岡県水田農業振興課 092(643)3474

旧蔵内邸で気軽に気楽に煎茶の世界に触れてみませんか？

旧蔵内邸では、小笠原流煎茶道家元教授で売茶翁研究家の田中新一先生による「煎茶席」を次の日程で開催します。田中先生の「よもやま談義」と「お煎茶の味や雰囲気」をお楽しみください。

開催日時 5月6日(水)、

6月13日(土)、7月20日(月)

8月22日(土)、9月13日(日)

10月11日(日)、11月8日(日)

開催時間 開催日の13:00～15:00

募集人員 各月20名

(定員になり次第締切)

参加料 800円

(入館料300円と煎茶席500円)

※申込はそれぞれ開催日毎になります。椅子も準備してあります。

申込・問い合わせ

旧蔵内邸 (52) 2530

平成27年度築上町成人式開催について

対象者 平成7(1995)

年4月2日から平成8(1

996)年4月1日までに

生まれた方

※町外にお住まいの方で、築上町の成人式に参加を希望する方はご連絡ください。

日時

平成28年1月10日(日)

平成28年1月10日(日)

受付 12:30～
開会 13:00

場所 築上町文化会館「マーレ

お問い合わせ

生涯学習課 生涯学習係

(支所・内線262)

平成27年度築上町建設工事等競争入札参加資格審査の申請受付

平成27年度の建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等の競争入札参加資格審査申請書を次のとおり受付ます。

受付期間

・町外事業者

4月1日(水)～

4月30日(木)

・町内事業者

5月7日(木)～

5月15日(金)

(土・日・祝祭日を除く)

受付時間 8:30～17:00

(12:00～13:00除く)

受付場所

築上町役場 保健室

(本庁地下)

提出方法

福岡県内(受任地を含む)

は持参、県外は郵送可

(4月30日(木)消印有効)

※提出要領は築上町のホームページからダウンロードできます。

http://www.town.chikugo.

fukukoal.jp

お問い合わせ

財政課 管財係

(内線341・342)

リサイクルプラザ体験学習講座

・紙ひものかご作り

日時 4月17日(金)

10:00～15:30

持参するもの

はさみ、木工ボンド、もの

さし(30cm)、洗濯ばさみ

30個、鉛筆

・EMぼかしづくり

日時 4月23日(木)

10:00～12:00

持参するもの エプロン

・廃油石けん作り

日時 4月17日(金)

9:00～13:00

持参するもの

電手、エプロン

・エコクッキング

日時 4月17日(金)

9:00～13:00

持参するもの

エプロン(今月のメニュー

は「おから料理」)

・手仕事のうた(不定期)

持参するもの

着物の布、古布

※参加費・材料費は実費となります。

※募集人数は各10人です。

※申込は開催日の3日前まで

にお願いします。

申込・問い合わせ

環境課 環境係

(支所・内線152)

平成27年度築上町テニス教室受講生募集

日時 5月10日(日)～

6月28日(日)

毎週日曜日(8回)

13:00～15:00

場所 サン・スポーツランド

浜の宮 テニスコート

対象者 築上町内に在住または、通勤・通学される小学生以上の方

参加費用 一人 500円

申込締切 5月8日(金)

申込・問い合わせ

築上町体育協会事務局

(火・金曜日)

(56)0075

優良運転者等表彰に伴う候補者募集について

福岡県では、長年交通安全活動に尽力された方や長年無事故・無違反の方で他の運転者の模範となっている方々に対する表彰を行っており、その候補者を募集しています。

詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ

豊前築上交通安全協会

0979(83)3569

お問い合わせ

豊前築上交通安全協会

0979(83)3569

築上町高齢者在宅福祉サービス その1

築上町では在宅での介護や介護予防のため、さまざまな高齢者在宅福祉サービスを実施しています。このコーナーでは、今月から12回の予定で高齢者在宅福祉サービスを紹介していきます。

築上町在宅介護支援センター

介護保険、保健福祉サービスの利用手続き、在宅介護に関する各種の相談等について、24時間体制で専門スタッフが相談に応じます。

〈在宅介護支援センターは、次の施設内に設置しています〉

- ①ピア・ハート内 築上町大字安武844番地2
電話(52)0778
- ②やすらぎ荘内 築上町大字湊1275番地
電話(57)3312

〈利用料〉 無料

※秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

お問い合わせ 福祉課 高齢者福祉係 (内線252)

平成27年度県政モニター募集

応募資格 県内在住の18歳以上の方（平成27年4月1日現在）

※国・地方公共団体の議員、常勤の公務員、平成25・26年度県政モニター経験者を除く。

任期 県政モニターを委嘱する日（平成28年3月末まで）

謝礼 活動状況に応じて図書カードもしくはOUOカード（選択制）を進呈

募集期間 4月1日（水）～6月1日（月）

※応募方法など、詳しくはお問い合わせください。

（応募はがきは市町村窓口、県庁、県総合庁舎、アクト）

福岡県民情報広報課広聴係

092（643）3103

申込・問い合わせ

福岡県民情報広報課広聴係

092（643）3103

日時 4月21日（火）13時～15時

場所 役場築城支所1階 第一会議室

スタッフ 包括職員、福岡県認知症医療センター

「行橋記念病院」の相談員 ※事前に電話予約をお願いします。

申込・問い合わせ 築上町地域包括支援センター（支所・内線143）

社交ダンス（初級・中級）練習生募集

ダンスで作ろう健康、ダンスで作ろう活力、ダンスで作ろう連帯！

日時 毎週水・木・土曜日 19時～21時

場所 延塚記念館 2階

会費 月額2,000円 入会金1,000円

申込・問い合わせ 野中（56）0256

090（5946）7776

平成27年度労働国家公務員労働基準監督官採用試験

受験資格

①昭和60年4月2日～平成6年4月1日生まれの方

②平成6年4月2日以降生まれの方で次に掲げる方

（1）大学院を卒業した方及び平成28年3月までに大学を卒業する見込みの方

（2）人事院が（1）に掲げる方と同等の資格がある方と認める方

試験区分 労働基準監督A（法文系）

労働基準監督A（法文系）

労働基準監督B（理工系）

申込期間 申込はインターネットにより行ってください。

【受信有効】

第1次試験日 6月7日（日）

第2次試験日 7月15日（水）～7月17日（金）

問い合わせ 福岡労働局総務部総務課人事係

092（411）4741

不正大麻・けし撲滅運動

きれいなけしの花に注意

きれいなけしの花を見かける季節になりましたが、けしには植えて良いものと、悪いものがあります。

植えてはいけないけしの特徴

・草丈が大きく1m以上になる。

・全体が白っぽい緑色をしており、毛がない。

・茎を抱き込むように葉が生えている。

・葉が大きく長楕円形で、まわりの切れ込みが浅い。

などこのようないけしを見かけた人は、ご連絡ください！

福岡県京築保健福祉環境事務所 総務企画課企画指導係

青年海外協力隊&シニア海外ボランティア募集

九州各地で実施

開発途上国への技術協力や人材育成を行なっているJICA（独立行政法人国際協力機構）が、平成27年度春のJICA海外ボランティアを募集します。

求められる技術や語学レベルは要請によって様々で、まずは「体験談&説明会」への参加からその第一歩が始まります。

世界にはあなたの技術や経験を必要としている人々がたくさんいます。

是非、あなたもJICA海外ボランティアに参加しませんか。

募集期間 4月1日（水）～5月11日（月）

応募資格 満20歳～39歳（シニア海外ボランティアは満40歳～69歳）までの日本国籍を持つ方

募集分野 農林水産、保護・医療、公共・公益事業

人的資源等

派遣国 アジア、アフリカ、中南米など約70ヶ国

派遣期間 1年間または2年間

【重要なお知らせ】

申告に必要な語学スコアを事前に取得した上で、応募時に「語学力申告台紙」を提出していただく必要があります。

ご注意ください。

093（671）8205

http://www.jica.go.jp

問い合わせ 独立行政法人国際協力機構九州国際センター

【JICA九州】市民参加協力ボランティア班

093（671）8205

詳しくはJICAホームページ

http://www.jica.go.jp

行橋市広域消費生活センターの相談時間が延長されます

行橋市広域消費生活センターでは、現在、平日の9時～15時30分まで相談を受けていますが、4月1日（水）から9時～17時まで受付を行います。

消費生活でお困りのことがありましたら、ご相談ください。また、電話・FAXでも受付しています。

問い合わせ 行橋市広域消費生活センター

(23) 0999

FAX (23) 4422



就業支援講習会

講習内容 歯科助手講習会

平日9日間(延べ45時間)
 において歯科医院機関での受付やアシスタント業務、歯科クリニックで必要とされる会計業務を学習し、現場での即戦力となるスキルを見につけ就労に結びつける。

受講資格 県内(福岡県、北九州市を除く)にお住まいのひとり親家庭のお母さん、お父さん、またはかつて母子家庭だった寡婦で、就職あるいは転職を希望している方。

期間 6月2日(火)～6月30日(火)

この間の毎週火・木曜日で実施
 平日9日間9:30～15:30(延べ45時間)

場所 福岡県飯塚総合庁舎(飯塚市新立岩8-1)

定員 10名(書類選考、開講人数に満たない場合は中止)

受講料 無料(但し、テキスト・検定代5,000円程度は自己負担)

託児 有(事前予約制、託児対象年齢は1歳から就学前の子どもまで)

申込締切日

5月14日(木) 必着

問い合わせ

福岡県ひとり親家庭等就業・自立支援センター(飯塚プランチ)

0948(21)0390

福岡県子育て女性就職支援センターの出張相談

子育て中の働きたい女性の就職をサポートします。就業アドバイザーが、毎月出張相談を行います。就職活動や子どもの預け先など心配されている女性の方を対象に、個別に相談を受け、就業に向けたアドバイスをします。また、お仕事あつせんの受付も行います。

相談無料・秘密厳守です。お気軽にご利用ください。相談には事前予約が必要です。

場所 行橋市男女共同参画センター「るるぶる」

相談日 毎月第一水曜日 10:00～15:00(相談日が祝日の場合は翌週)

定員 4人

申込方法 相談日の2日前までに申込のうえ、相談時間の予約をしてください

申込・問い合わせ

福岡県子育て女性就職支援センター(福岡県北九州労働者支援事務所)

093(571)6440
 ※平日の8:30～17:15は毎日相談をお受けしています。



養育費の電話相談業務

福岡県ひとり親家庭等就業・自立支援センターでは、ひとり親家庭又は離婚協議中の方を対象に養育費の電話相談業務を実施しています。相談を希望する方は、ご連絡ください。

受付時間

平日の9:00～16:00

問い合わせ

福岡県ひとり親家庭等就業・自立支援センター(飯塚プランチ)

0948(21)0390

弁護士による無料法律相談

ひとり親家庭又は離婚協議中の方等を対象に弁護士が養育費などの生活上の問題に関する無料法律相談を実施しています。

相談日時

4月15日(水) 13:00～15:00

場所 福岡県飯塚総合庁舎別棟会議室

(飯塚市新立岩8-1) ※希望者は、相談日前日までに福岡県ひとり親家庭等就業・自立支援センター飯塚プランチに予約が必要です。

(先着順受付1日4人、一人当たりの相談時間は約30分です。)

予約番号

0948(21)0390(平日9:00～17:00)

ひとり親家庭等の就業支援

福岡県ひとり親家庭等就業・自立支援センターでは、町村在住のひとり親家庭のお母さん、お父さん(いずれも児童扶養手当受給者)を対象にハローワークと連携して就業支援事業を実施しています。相談については、事前に相談があつた方のみ当センタープログラム策定員が、平日は対象者が居住している役場等で日曜日はクローバープラザ(春日市)で行います。

平日 9:00～17:00
 日曜日 9:00～16:00

申込・問い合わせ

福岡県ひとり親家庭等就業・自立支援センター(飯塚プランチ)

0948(21)0390

「憲法週間」無料相談のお知らせ

福岡県弁護士会北九州支部では、5月1日から7日までの「憲法週間」を記念し、無料法律相談会を開催します。秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

日時

5月11日(月)～5月15日(金)

場所

豊前法律相談センター 行橋法律相談センター

申込 4月27日(月) 9:00～

※要電話予約
 定員 100名程度
 (定員になり次第締切ます)

申込・問い合わせ

北九州法律相談センター 093(561)0360

労働安全衛生法に基づく各種免許試験のご案内

試験日 月により異なります。試験の種類

第一種衛生管理者・第二種衛生管理者
 クレーン・デリック運転士(クレーン限定)

二級ボイラー技士 他

試験会場

九州安全衛生技術センター(久留米市東合川5-19-13)

問い合わせ (公益)安全衛生技術試験協会 九州安全衛生技術センター 0942(43)3381

人の動き(2月末現在)

| | 前月比 |
|-----|-------------|
| 人口 | 19,496人 -48 |
| 男 | 9,441人 -20 |
| 女 | 10,055人 -28 |
| 世帯数 | 8,989世帯 -36 |

北九州⇔名古屋小牧就航！平成27.3.29（日）～1日2往復！



北九州空港に待望の名古屋路線が復活します。航空会社はフジドリームエアラインズ。定期便としては北九州空港初で、1日2往復しています。

| 便名 | 北九州発 | 名古屋着 |
|----------------|-------|-------|
| FDA402/JAL4422 | 09:10 | 10:30 |
| FDA408/JAL4428 | 20:10 | 21:30 |

| 便名 | 名古屋発 | 北九州着 |
|----------------|-------|-------|
| FDA401/JAL4421 | 07:20 | 08:40 |
| FDA407/JAL4427 | 18:20 | 19:40 |

※時刻は変更になる場合があります。
 ※全てJALとの共同運航便になります。

問い合わせ

北九州エアターミナル（株）
 093-475-4195

国民年金のお知らせ

◇国民年金保険料改正

4月から国民年金保険料が改正されます。
 15,590円/月

◇保険料前納割引

国民年金保険料をまとめて前納すると割引があります。1年度分・6ヵ月前納の納付書は、4月上旬に発送される納付書案内書につづられています。

また、現金払いでの前納は、1年度分や6ヵ月分だけでなく、任意の月分から年度末までの分を前納することも可能です。この場合は、専用の納付書が必要となりますので、年金事務所までお問い合わせください。

*現金納付での保険料の比較（平成27年度分）

- ・毎月納付 187,080円
- ・1年度分前納 183,760円（3,320円の割引）
- ・6ヵ月前納 185,560円（1,520円の割引）

◇学生納付特例の申請はお早めに

日本国内に住む全ての人は、20歳になったら国民年金の被保険者となり、保険料の納付が必要となります。しかし、学生の方は本人の所得が一定額以下であれば、

申請によって在学中の保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」があります。

ただし、猶予が承認された期間は、将来の基礎年金額の計算には含まれず、承認を受けてから10年以内であれば、追納ができます。

*承認を受けた年度から起算して3年度目以降は、一定の加算額が加わります。

*対象者 大学・短期大学・大学院・高等学校
 専修学校・各種学校で1年以上の就学課程に在学する20歳以上の方

*必要なもの 年金手帳
 （または基礎年金番号がわかるもの）
 学生証の写しまたは在学証明書(4月以降に発行されたもの)

申込・問い合わせ

住民課 住民係（内線232）
 総合管理課 窓口係（支所・内線128）
 小倉南年金事務所093（471）8873



龍城院柴燈護摩火祭

今年も火渡りで無病息災祈願をしませんか？
 皆様の参加をお待ちしています。

日時 4月19日(日) 10:00～

(求菩提山へお参りをご希望の方は、7:50までにお越しください。)

場所 築上町大字真如寺(龍城院特設会場) *雨天決行

問い合わせ 信田090-3463-8074